

令和5年度 第1回

水戸市吉田市民センター運営審議会

日 時 令和5年5月18日（木）

午前11時00分から

場 所 吉田市民センター 「会議室」

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- (1) 令和4年度事業報告について
- (2) 令和4年度利用状況について
- (3) 令和5年度吉田市民センター運営方針及び重点目標について
- (4) 令和5年度事業計画について
- (5) 令和5年度定期講座開設状況について
- (6) その他

4 閉 会

水戸市吉田市民センター運営審議会委員名簿

(任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日)

職	ふりがな 委員の氏名		選出区分	団体等名及び役職名
	委員の氏名			
1 会長	なかざわ しゅいち 仲澤 守一	社会教育関係者	南部地区民生（児童）委員 副会長	
2 副会長	うえだ のぼる 上田 昇	市民活動団体	吉田地区高齢者クラブ連合会 会長	
3 委員	むらた はるえ 村田 春江	市民活動団体	吉田地区女性会 副会長	
4 委員	いさか まりこ 井坂 眞理子	学校教育関係者	吉田小学校 校長	
5 委員	たがみ けいこ 田上 恵子	市民活動団体	社会福祉協議会吉田支部 支部長	
6 委員	いとう けんじ 伊藤 健司	市民活動団体	吉田地区自治実践会 福祉厚生部会長	

水戸市吉田市民センター職員名簿

職	ふりがな 氏名		在職年数	住 所	電 話
	氏名				
所 長	みずこし けんいち 水越 健一	0年2ヶ月	元吉田町 1736-5 247-2316		
職 員	こばやし くみこ 小林 久美子	6年2ヶ月			
職 員	とよだ ちかこ 豊田 千賀子	0年2ヶ月			
職 員	さとう ひとみ 佐藤 瞳	0年2ヶ月			

(1) 令和4年度事業報告

(ア) 家庭教育学級関係

事業名	対象	開催日	内容	講師	参加人数
ふれあい学級	吉田が丘幼稚園の園児と保護者	9月13日	親子でわくわく理科実験	仲澤 守一	50
		1月18日	親子で交通安全のたいせつなお話とにこにこ演奏会	茨城県警察音楽隊	41
家庭教育強化事業	生後3ヶ月～1歳までのお子様とその保護者	7月22日	ベビーマッサージ教室	金子 真理子	26
	4歳～5歳までのお子様とその保護者	10月24日	サッカー&ストレッチ教室	ポルターラ水戸サッカークラブGM 与沢 一男他3名	8
	3歳～6歳までの子どもを持つ保護者	2月24日	栄養士さんによる食育教室	水戸市立学校給食共同調理場 栄養士 石川 さなえ	中止

(イ) 青少年関係

事業名	対象	開催日	内容	講師	参加人数
夏休み書道教室	小学3年生～6年生	7月29日	書道教室 A コース (夏休み課題作品)	平賀 禮子	15
夏休み書道教室	小学3年生～6年生	8月10日	書道教室 B コース (夏休み課題作品)	平賀 禮子	13

(ウ) 高齢者講座関係

事業名	対象	開催日	内容	講師	参加人数
寿 大 学	吉田地区高齢者クラブ及び吉田地区に居住する60歳以上の方	8月23日	開講式 講演：蘇る水戸城	水戸市歴史文化財課 薄井 俊平	21
		9月22日	移動学習 大手門・二の丸角櫓, 弘道館見学	水戸市歴史文化財課 薄井 俊平 歴史アドバイザー	22
		12月12日	いきいき出前講座 健康長寿の秘訣 閉講式	水戸市高齢福祉課 職員	19

(エ) 女性教養関係

事業名	対象	開催日	内容	講師	参加人数
女性セミナー	吉田地区居住の女性	6月30日	開講式 骨盤ストレッチ体操	インストラクター 檜村 悠子	29
		12月9日	移動学習 絵付け体験, 笠間稲荷神社		17

(オ) 成人教育関係

事業名	対象	開催日	内容	講師	参加人数
男の台所	吉田地区居住の男性	11月11日	自分のつまみは自分で作ろう!	小坪 明美	11
		2月17日	あったかお鍋で心もからだもぽっかぽか		12
現代的課題	吉田地区居住の成人	9月12日	わたしと家族の「そぞく」講座 “相続”と“争族”のはなし	明治安田生命相互会社 水戸支社 ファイナンシャルプランナー 佐藤 滋郎	15
		9月27日	わたしと家族の「そぞく」講座 笑顔を運ぶ「遺言」のお話		15
	60歳以上の方でスマートフォンを所有していない方, または初心者	7月12日	はじめてのスマホ体験講座	スマートフォンアドバイザー	21
教養講座	吉田地区居住の成人	11月29日	多肉植物の寄せ植え教室	二瓶 和宏	14

(カ) 市民センターまつり関係

事業名	対象	開催日	内容	参加人数
ふれあい吉田秋まつり	吉田地区住民		ステージショー及び模擬店・フリーマーケットでの地域交流	中止

(キ) 関連事業関係

事業名	対象	開催日	内容	参加人数
子育て広場	吉田地区居住の 未就学児童・保 護者	毎月 第1・3 (木)	子どもの遊びの場の一般開放	274
シルバーリハ ビリ体操	60歳以上の方	毎月 第2・4 (木)	いつでもどこでも1人でできる簡単な体 操	412
いきいき健康 クラブ	65歳以上の方	毎月 第1・3 (火)	軽い体操, レクリエーション	330
親子料理教室	吉田地区住民	7月27日	小学校児童と保護者で, 料理を作る楽し さと食べる喜びを体感	35
健康料理教室	吉田地区住民	11月2日	食事バランスガイドで簡単にバランスを とろう	21
吉田地区福寿 のつどい	地区内高齢者 (75歳以上)	10月2日	お祝いのメッセージ及び記念品の贈呈	120
東部ブロック 球技大会	吉田・酒門・吉沢 ・城東・竹隈・上 大野の6地区	10月23日	地域間スポーツ交流 (ソフトボール, バレーボール)	118
市民運動会	吉田地区住民		町内会対抗種目などスポーツイベントを 開催し, 地域間の交流を図る	中止
市民歩く会	吉田地区住民	3月5日	水戸城大手門, 弘道館	41
吉田地区 防災訓練	吉田地区住民 吉田小学校児童	2月8日	地区住民と小学校との合同で救出・搬送 訓練や初期消火訓練及び非常炊き出し訓 練等を実施	150
市民センター 作品展示会	定期講座受講生	3月10・ 11・12日	7団体による学習成果の発表・展示	100
救命救急講習 会	定期講座受講生	8月26日	成人を対象とした心肺蘇生・AED操作 要領・止血法等	15
救命救急講習 会	定期講座受講生	8月30日	成人を対象とした心肺蘇生・AED操作 要領・止血法等	20

(ク) 吉田市民センター定期講座

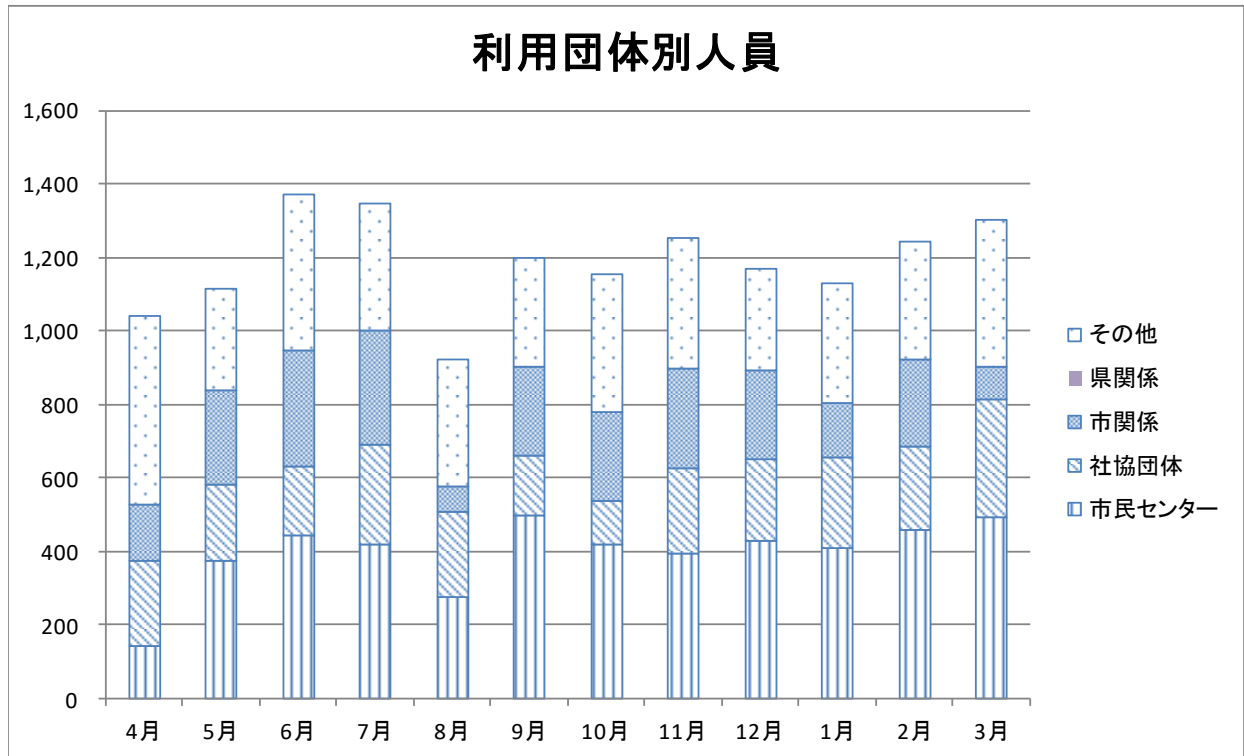
No.	講座名	開講日	講師	会員数	開催回数	参加延人数
1	絵手紙	5月16日	鯨 和子	12	16	159
2	骨盤体操	5月2日	根本 貴世子	19	20	298
3	ヨガB	5月2日	鯉沼 千加子	20	19	262
4	プアレイ	5月9日	木村 久美子	14	20	229
5	陶芸	5月10日	寺門 正人	11	21	161
6	料理	5月24日	軽部 知美	13	10	85
7	歌謡	5月18日	金沢 はるみ	28	21	449
8	ニュースポーツ	5月18日	自主活動	19	18	229
9	生け花(池坊)	5月11日	古内 麗歌	7	17	117
10	水彩画	5月11日	関 徹	16	18	229
11	ハッピーフラ	5月11日	木村 久美子	15	22	270
12	ヨガA	5月19日	今橋 恵美子	15	20	253
13	パッチワーク	5月12日	小林 笑子	14	20	251
14	編物	5月6日	嵩井 詔子	13	19	181
15	3B体操	5月6日	小中 恵子	17	18	222
16	俳句	5月27日	山田 健太	12	11	112
17	マンドリン	5月1日	岡野 健太郎	13	19	188

(2) 令和4年度利用状況

(令和5年3月31日現在)

(ア) 利用団体別

区分 月別	市民センター		社教団体		市関係		県関係		その他		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4	10	142	16	233	6	154	0	0	49	509	81	1,038
5	28	375	14	209	13	254	0	0	38	277	93	1,115
6	33	442	13	188	15	319	0	0	51	421	112	1,370
7	32	417	14	272	14	313	0	0	45	345	105	1,347
8	20	275	16	232	4	70	0	0	38	347	78	924
9	34	500	9	161	12	241	0	0	45	298	100	1,200
10	32	417	10	120	12	240	0	0	45	379	99	1,156
11	32	395	17	229	17	274	0	0	49	355	115	1,253
12	33	427	16	224	13	242	0	0	41	276	103	1,169
1	31	409	17	246	8	147	0	0	40	329	96	1,131
2	35	458	17	226	12	240	0	0	39	317	103	1,241
3	32	495	17	318	5	91	0	0	52	399	106	1,303
合計	352	4,752	176	2,658	131	2,585	0	0	532	4,252	1,191	14,247



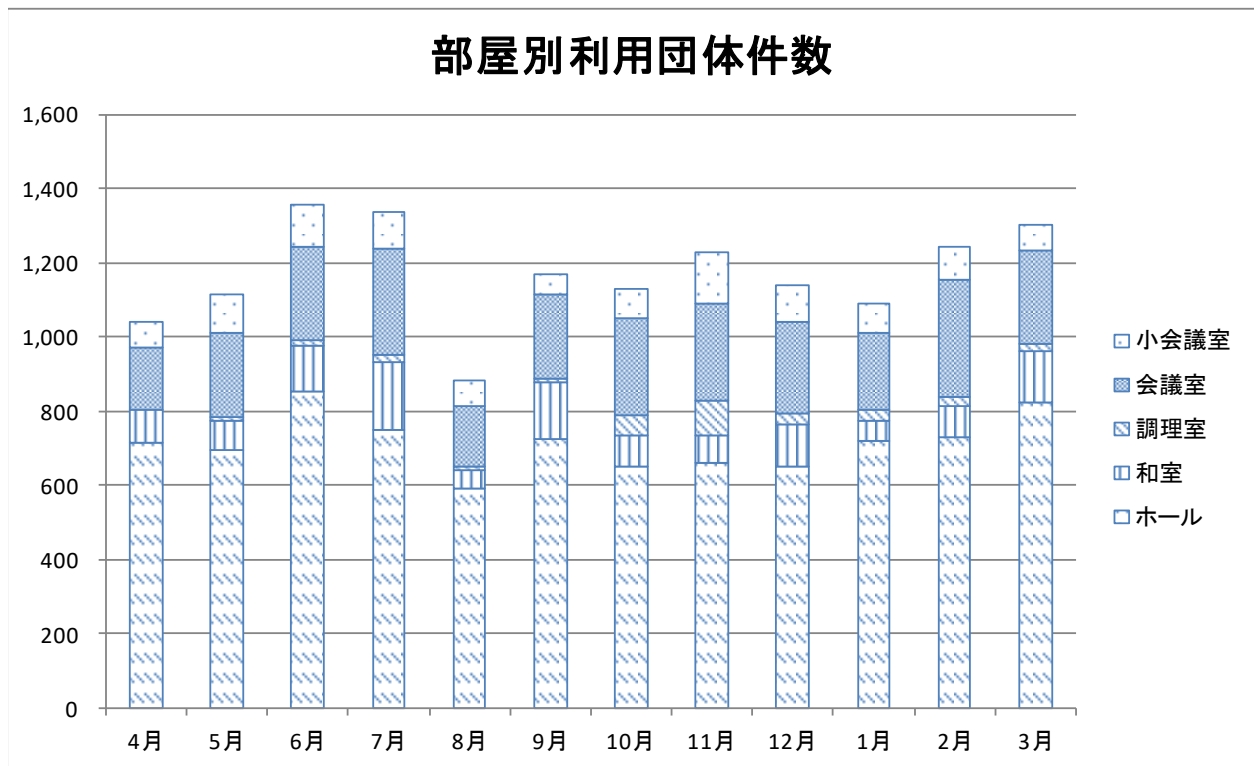
※参考【過年度との対比】

	市民センター		社教団体		市関係		その他		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
令和4年度①	352	4,752	176	2,658	131	2,585	532	4,252	1,191	14,247
令和3年度②	301	3,711	82	1,063	108	2,267	411	3,070	902	10,111
令和2年度	255	3,049	115	1,570	29	673	383	2,956	782	8,248
増減数 (①-②)	51	1,041	94	1,595	23	318	121	1,182	289	4,136
増減率 (①/②)	116.9%	128.1%	214.6%	250.0%	121.3%	114.0%	129.4%	138.5%	132.0%	140.9%

(イ) 部屋別

部屋 月別	ホール		和室		調理室		会議室		小会議室		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4	42	714	13	90	0	0	17	169	9	65	81	1,038
5	43	693	14	82	1	9	22	228	13	103	93	1,115
6	51	852	19	122	2	15	24	253	15	113	111	1,355
7	44	752	18	180	3	22	27	286	12	96	104	1,336
8	38	590	10	52	1	10	16	160	9	71	74	883
9	45	724	20	152	1	10	23	226	9	57	98	1,169
10	42	651	14	86	4	54	26	257	11	83	97	1,131
11	45	659	14	77	7	91	28	262	19	140	113	1,229
12	45	651	16	114	3	27	26	247	11	99	101	1,138
1	50	720	10	55	3	29	21	209	11	77	95	1,090
2	48	731	15	85	2	24	27	314	11	87	103	1,241
3	52	823	15	139	2	20	26	251	11	70	106	1,303
合計	545	8,560	178	1,234	29	311	283	2,862	141	1,061	1,176	14,028

部屋別利用団体件数



※参考【過年度との対比】

	ホール		和室		調理室		会議室		小会議室		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
令和4年度①	545	8,560	178	1,234	29	311	283	2,862	141	1,061	1,176	14,028
令和3年度②	412	5,545	158	1,124	20	241	206	2,200	98	821	894	9,931
令和2年度	318	4,077	166	1,347	4	25	189	2,027	105	772	782	8,248
増減数 (①-②)	133	3,015	20	110	9	70	77	662	43	240	282	4,097
増減率 (①/②)	132.3%	154.4%	112.7%	109.8%	145.0%	129.0%	137.4%	130.1%	143.9%	129.2%	131.5%	141.3%

(3) 令和5年度吉田市民センター運営方針及び重点目標

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられる豊かな地域を形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

吉田市民センターにおいては、感染症対策と地域活動の再開を図りながら、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努める。また、東日本大震災での経験や近年の台風大型化への警戒等を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

ア 吉田地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプランの実現に向けた取組への支援を促進し、吉田地区自治実践会を中心とした自主的な活動を推進する。

イ 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。

ウ 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、吉田地区自治実践会や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、吉田地区自治実践会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。特に水戸市住みよいまちづくり推進協議会との協働により、「みと町内会・自治会カード」事業の更なる魅力の向上を図る。

エ 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

吉田市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの積極的な利用を促進する。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、水戸市吉田地区防災連合会との連携を図る。

2 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である吉田市民センターにおいては、どのような状況下でも学びを止めることなく、「個人の要望」する学習による生きがいづくりを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子・高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会を提供する。

そのため、水戸市における生涯学習事業を総称した「みと弘道館大学」に位置付けた、一般教養講座や定期講座を開催するとともに、みと好文カレッジにおける事業を活用しながら、市民のライフスタイルに定着し、生涯にわたって学び続けることができるよう、学習機会の充実に努める。

ア 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

イ 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくため、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。特に、デジタル・ディバイド解消のため、高齢者等に向けたICTリテラシーを身につける講座の充実に努める。

また、地域団体と吉田市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開する。

ウ 家庭教育や子育てを支援する講座等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割があることから、家庭教育について考える機会を提供するため、幼稚園において家庭教育学級（ふれあい学級）を開催する。

また、未就園児の保護者が家庭教育について学び、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができるよう支援するため、家庭教育強化事業を実施する。

(2) 学習の成果を生かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに生かせるよう、吉田地区内の人材の発掘・育成を行い、地域の活性化や特色あるまちづくりに生かしていくための環境づくりを進める。

ア 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用を推進する。

イ 学習の成果を発表する場の創出

吉田市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、生涯学習の成果を発表

する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

ウ 学習の成果を地域活動に生かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に生かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。吉田市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につながるよう、人材の育成と活用に努める。

エ 事業評価に基づく事業の推進

吉田市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で生涯学習の成果をどのように生かし、また、地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

吉田市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営を図る。

(3) 家庭・地域・学校の連携の強化

家庭・地域・学校が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組める体制を構築し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができるよう、吉田市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能充実に努める。

ア 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

地域、学校と連携を図りながら、様々な形で異なる世代での交流や大人と接する事業など、子どもたちが地域活動に参加する場を提供し、地域社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

イ 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、地域の人的資源を子育て支援事業や学校活動支援事業に活用し、家庭教育を地域社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(4) 令和5年度事業計画

1 地域コミュニティ活動の自立支援

(1) コミュニティ活動の活性化

ア 地区会及び各種団体活動の支援関係

- ◆各種球技大会
- ◆福寿のつどい（10月1日、吉田小体育館）
- ◆市民運動会（10月8日）雨天時体育館
- ◆ふれあい吉田秋まつり（11月12日）
- ◆地区会及び各種団体主催の講演会等
- ◆吉田地区歩く会（未定）

イ 市民センター運営審議会の活用

- ◆運営審議会は、年2回開催（5月、令和6年2月予定）

(2) 地域防災の強化推進支援

- ◆合同防災訓練の開催（令和6年2月予定）

2 生涯学習活動の推進

(1) 高齢者・女性・児童・男性対象等の事業（短期的7講座）

- ア 寿大学……………高齢者
- イ 女性セミナー……………女性
- ウ ふれあい学級……………幼稚園児と保護者
- エ 夏休み子ども教室……………小学生
- オ 家庭教育学級強化事業……………未就園児と保護者
- カ 男の台所……………男性
- キ 現代的課題……………成人

(2) 受講生（クラブ）主体の定期事業（定期講座17団体）

- | | | |
|---------|----------|----------|
| ◆絵手紙 | ◆骨盤体操 | ◆ヨーガB |
| ◆プアレイ | ◆陶芸 | ◆料理 |
| ◆歌謡 | ◆ニュースポーツ | ◆生け花（池坊） |
| ◆水彩画 | ◆ハッピーフラ | ◆ヨーガA |
| ◆パッチワーク | ◆編物 | ◆3B体操 |
| ◆俳句 | ◆マンドリン | |

※5月から翌年3月の期間（8月を除く）

(3) 関係機関団体との連携事業

- ◆いきいき健康クラブ
- ◆シルバーリハビリ体操
- ◆スポーツ推進委員東部ブロック球技大会
- ◆バランスガイド料理教室
- ◆親子料理教室
- ◆水戸郷土かるた大会
- ◆子育て広場

(5) 令和5年度定期講座開設状況

令和5年5月1日現在

No.	ク ラ ブ 名	受 講 生		合 計	前年度	増 減	講 師 名
		継 続	新 規				
1	絵手紙	10	0	10	10	0	鯨 和子
2	骨盤体操	15	5	20	19	1	根本 貴世子
3	ヨーガB	16	3	19	20	-1	鯉沼 千加子
4	プアレイ	9	0	9	11	-2	木村 久美子
5	陶芸	9	0	9	11	-2	寺門 正人
6	料理	8	1	9	10	-1	軽部 知美
7	歌謡	25	0	25	24	1	金沢 はるみ
8	ニュースポーツ	19	4	23	19	4	藤枝 和子
9	生け花(池坊)	7	2	9	7	2	古内 麗歌
10	水彩画	16	0	16	14	2	関 徹
11	ハッピーフラ	15	2	17	15	2	木村 久美子
12	ヨーガA	12	2	14	15	-1	今橋 恵美子
13	パッチワーク	13	0	13	14	-1	小林 笑子
14	編物	12	3	15	13	2	嵩井 詔子
15	3B体操	13	2	15	15	0	小中 恵子
16	俳句	11	7	18	11	7	山田 健太
17	マンドリン	13	0	13	15	-2	岡野 健太郎
合 計		223	31	254	243	11	

○水戸市市民センター条例

平成21年9月29日

水戸市条例第33号

改正 平成22年3月24日条例第13号

平成23年3月25日条例第9号

平成23年7月12日条例第25号

平成26年6月30日条例第36号

平成27年3月24日条例第9号

平成28年6月30日条例第34号

平成30年6月22日条例第32号

平成30年12月20日条例第60号

令和3年12月24日条例第62号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用

を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則（平成22年3月24日条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成23年3月25日条例第9号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成23年7月12日条例第25号）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成26年6月30日条例第36号）

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年6月30日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成30年6月22日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成30年規則第28号で平成30年10月1日から施行。ただし、同条例付則第2項の規定は平成30年9月1日から施行)

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市鯉淵市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成30年12月20日条例第60号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 平成31年2月1日

(2) 別表に2項を加える改正規定(水戸市妻里市民センターの項に係る部分に限る。)及び付則第3項の規定 平成31年3月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日

(準備行為)

2 前項第2号に定める日以後の水戸市妻里市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例(以下「新条例」という。)の例により行うことができる。

3 付則第1項第3号に定める日以後の水戸市内原市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、新条例の例により行うことができる。

付 則 (令和3年12月24日条例第62号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年3月7日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市千波市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

別表（第2条関係）

（平22条例13・平23条例9・平23条例25・平26条例36・平28条例34・平30条例32・平30条例60・令3条例62・一部改正）

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町114番地の6
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町2134番地
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1
水戸市鯉淵市民センター	水戸市鯉淵町2989番地の2
水戸市妻里市民センター	水戸市有賀町2242番地
水戸市内原市民センター	水戸市内原町1395番地の6

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例（平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 水戸市市民センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(利用)

第3条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

(使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付する。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成28年 3月31日規則第34号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。

4 施行日前に作成した各様式用の用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

様式第 1号（第 4条関係）

様式第 2号（第 4条関係）

様式第 3号（第 6条関係）

様式第 4号（第 6条関係）

様式第 5号（第 7条関係）

（平28規則34・一部改正）